

施設名・区分	通常の利用時間	利用中止の時間
中央図書館	午前9時～午後9時45分 (日曜日、祝日は午後6時まで)	午後6時～9時45分
四谷図書館		
大久保図書館		
角筈図書館	施設内の点検のため休館中	
戸山図書館	午前9時～午後7時 (土・日曜日、祝日は午後6時まで)	午後6時～7時
北新宿図書館		
中町図書館		
鶴巻図書館	午前10時～午後7時 (土・日曜日、祝日は午後6時まで) ※4月からは全日午前9時から	午後6時～7時
西落合図書館		
ウィズ新宿(男女共同 参画推進センター)	(会議室利用)午前9時～午後10時	午後6時～10時
	(施設利用)午前9時～午後8時	午後5時～8時
元気館	午前9時～午後9時	午後5時～9時
環境学習情報センター	午前10時～午後9時	午後5時～9時
区民ギャラリー	午前10時～午後6時	午後5時～6時
新宿リサイクル 活動センター	午前9時～午後10時 ※建て替えのため3月31日で休館	午後5時～10時
地域センター	午前9時～午後9時45分	午後5時30分 ～9時45分
四谷区民ホール	午前9時～午後9時45分	午後5時45分 ～9時45分
牛込算笥区民ホール		
角筈区民ホール	施設内の点検のため休館中	
生涯学習館	午前9時～午後10時	午後6時～10時
新宿コスミックスポーツ センター	被災者受け入れのため利用中止	
新宿スポーツセンター	午前9時～午後10時	午後7時30分～10時 (プールは午後4時30分 ～10時)
大久保スポーツプラザ	午前9時～午後10時	午後7時～10時
牛込第三中学校(夜間)	午後6時30分～9時	利用中止
西早稲田中学校(夜間)	午後6時30分～9時	利用中止
四谷中学校(夜間)	午後6時～9時	利用中止
小・中学校の開放 (校庭・体育館・教室)	午前9時～午後9時	午後6時～9時

東北関東大震災に伴う 節電のため

区立施設の 夜間利用を中止

電力事情が好転するまでの間、夜間の施設利用を中止しています。すでに利用の予約をしている方にも、夜間利用の自粛・短縮をお願いしています。ご協力ください。詳しくは、各施設にご確認をお願いします。

施設名・区分	通常の利用時間	利用中止の時間
西戸山公園野球場	(4月～9月) 午前6時～午後9時	4月以降は午後5時 以降の利用中止
落合中央公園野球場	(4月～6月・9月) 午前6時～午後9時	
落合中央公園庭球場	(7月～8月) 午前6時～午後10時	
大久保スポーツプラザ 庭球場	午前9時～午後10時	午後5時30分～10時
グリーンヒル八ヶ岳	被災者受け入れのため利用中止	
箱根つつじ荘	被災者受け入れのため利用中止	
ヴィレッジ女神湖	被災者受け入れのため利用中止	
しんじゅく多文化共生 プラザ	(施設利用) 午前9時～午後9時	午後6時～9時 (多目的室の利用が ない場合)
	(多目的室利用) 午前9時～午後8時30分	午後5時～8時30分
新宿文化センター	午前9時～午後10時	午後6時～10時
新宿歴史博物館	(協働企画展開催中の水曜日) 午前9時30分～午後8時	午後5時30分～8時
BIZ新宿 (区立産業会館)	午前9時～午後10時	午後6時～10時
新宿消費生活センター 分館	午前9時～午後9時45分	午後5時45分 ～9時45分

地上デジタル放送の移行に 掛かった経費を助成します

地上デジタル放送への完全移行に向けて、国では住民税非課税世帯に地上デジタル放送対応の簡易チューナーを無償で給付しています。しかし、簡易チューナーのみではテレビの映りが悪く、アンテナの購入・設置が必要な場合があります。このため、区では4月1日(金)から、アンテナの購入・設置等の移行に掛かった経費の一部を助成します。

●助成対象の経費

23年4月1日(金)～7月24日(日)に支払った次の経費

▼地上デジタル放送対応のアンテナの購入・設置に必要な経費

▼集合住宅等の共同受信施設を利用し、その施設の改修に必要な経費

▼新たにケーブルテレビ・光ケーブルテレビに加入するための導入工事に必要な経費

▼加入しているケーブルテレビをデジタル放送に変更するために必要な経費(月割使用料を除く)

※テレビ・チューナーの購入・設置に必要な経費は対象にはなりません。

●助成金額

1万3千円を限度(助成は1世帯につき1回)

●助成対象の世帯

次の①～③いずれかの世帯のうち、★のすべてに該当する世帯

①65歳以上の方がいる60歳以上の方のみの世帯(単身世帯は65歳以上の方)

②ひとり親家庭の医療費助成を受けている世帯

③東京都の自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方がいる世帯(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は対象外)

★23年度の住民税が非課税

★助成対象経費の支払い日に区内に在住(新宿区に住民登録または外国人登録をしている)

※23年3月31日以前に地上デジタル放送に移行した世帯、すでに助成金が交付された世帯は対象になりません。

※申請日または助成金交付日に区

外に転出している世帯は対象になりません。

※生活保護受給世帯・障害者世帯等でNHKの受信料が全額免除になる世帯は、国の受信機購入支援事業でチューナー・アンテナが無償で給付・設置されます。区の助成の対象にはなりません。

●申請に必要な書類

▼所定の申請書、▼印鑑、▼助成対象経費・対象品目の分かる書類(領収書等)、▼助成金の振込先の分かる書類(申請者の預金通帳のコピー等)、▼23年1月2日以降に新宿区に転入した方は前住所地の23年度非課税証明書、▼対象の②に該当する世帯は③に該当する世帯は東京都の自立支援医療受給者証(精神通院)のコピー

●申請手続き

4月1日(金)～10月31日(月)に、必要書類を地域福祉課福祉計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階)へ郵送またはお持ちください。書類は特別出張所でもお預かりします。申請書は同課・特別出張所で配布しています。

【問合せ】▼区の助成：地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)3517、▼国の助成(申し込みは7月24日(日)まで)：住民税非課税世帯は総務省地デジチューナー支援実施センター ☎(0570)023724、NHKの受信料が全額免除の世帯は総務省地デジチューナー支援実施センター ☎(0570)033840。